2026年4月23日

予備２６－１４

肢ア
　法令の解釈の方法。
　申請が要求される要件。審査基準とは，許認可するかを法令の定めにしたがって，判断するために必要とされる基準。

肢イ
　登録は，許認可とは異なる。審査基準を設ける必要はない。

　公的な証明行為。
　選挙人の名簿登録，車両の登録など

　法律要件が認められれば，行政庁に裁量はない。（ｐ82）
　審査基準を要求するのは，裁量を前提に，意思的な運用を防止するため

肢ウ
　登録の申請のための要件。審査基準ではない。
　裁量を前提としていない点からも分かる。（形式的なイメージでわかる）

肢エ
　不利益処分を行う際の処分基準は，公示は必須ではない。
　定型化できないため。したがって，法も努力義務としている。

予備２６－１７

肢ア

都市計画の内容が私人に対して法的拘束力が発生することがある。

都市計画は，市街化区域と市街化調整区域の区分がなされる。

計画には，法定計画と事実上の計画がある。

肢イ

即時強制は，義務の存在を前提としてない。

したがって，条例で定めることができる。

義務の存在を前提とすると，行政代執行法により法律によらなければならないとなる。

なお，即時強制で，国民の権利侵害はされるので，条例の根拠は必要となる。

肢ウ

随意契約とは，国や地方公共団体などが競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結すること，及び締結した契約をいう。

本来であれば，契約自由から誰でも選択できるはすである。

しかし，公金の支出を伴う場合，癒着などの温床になるため，公正性の担保から規定が置かれている。

規制に違反した随意契約については，制限に関する法令に違反して締結した契約について無効としなければ，法令の趣旨を没却する特段の事情が認められる場合に限り，私法上無効。

取引の安全を重視する判断。その後の政治責任を追及することになるのだろう。

２５－２１

肢ア

市であっても，契約の締結において，私人に近いので，民法の規定が類推適用される。

公法と私法は本来別では。

不都合，公権力を行使しない場合に，民法の規定を適用した方が取引の安全も図れる。

完全に公法と私法は分離するものではなく，性質にしたがって，類推適用される。

１０８条類推可。権限者の濫用を防止する必要性は行政庁が行う契約にもあてはまる

もっとも議会，追認したら効果発生。取引安全を図る必要がある。

無効としてやり直させると迂遠などの理由が考えられる。

肢イ

行政法規違反の効力（桜井橋本Ｐ３３）

E は営業許可を受けてない以上，営業はできないはずである。その結果，食品提供も違法であり，売買契約の効力も無効等して，利用者 D は，請求を免れるか。

不都合。D が不当に代価を免れに利益を受けることになる。取引の安全に照らし問題。

請求を認めるべき。

そもそも許可を要求した目的は，不衛生な食品を第三者に提供することで，損害の発生を押さえる目的がある。（E を取締る目的，取締法規）

したがって，利用者 D に足して，契約上の利益を与える趣旨は含まれない。

損害（自己）が発生した場合に，E の過失，帰責事由につき立証を容易する形では機能するだろう。よって，行政法規違反であっても取引そのものは有効になる。

禁制品の取引で流通を防止するような場合は，強行法規違反として取引そのものが無効となるだろう。結局，行政法規が何のために存在するかがポイントになる。

肢ウ

許可を得て取消訴訟を提起していない以上，人格権侵害を理由に民事上の争いもできないではないか。

取消訴訟中心主義，排他的管轄が及ぶのでは。不都合，権利の救済が図れない。

別途，許可後に権利侵害がある場合は，保全の手続を認めるべき。

取消訴訟は行政行為の安定を図るもの。民法上の差止めは別問題。したがって，民事上の訴えを遮断するものではない

肢エ

取得時効の目的。永続的な事実状態の尊重。ただ，民事上の問題

公法上の権利は残るのではないか。不都合，時効制度の目的が達しえない。

公共用機能が全く喪失した事例において，存続させる合理的理由なし。

完全な所有権となる。

ほぼ使っていない公益と私益を利益衡量すれば，この場合私益が優先する結論はでる。

２５－２２

肢ア
　確認。裁量はない。建築計画に適合しているかを判断する。
　目的を考えればよくわかる。
　本来は，財産権の使用の問題であるから，自由が筋。
　しかし，勝手に危ない建物が建築されると安全性の問題が生じる。
　そこで，確認をして計画をチェックしている。

　近隣住民が文句いってこようが，財産権は建築主にある以上，自由であることを押さえる。ただ，必要最小限度に事前に確認する目的だと分かれば，協議を要求することはできないことはわかる。

　近隣住民の行政指導で行われるべき。ただ，指導は任意のため，実効性が供わない。
　そこで，建築確認を使って実行を伴おうとすることを行政庁側は考えたのであろうが許されない。

肢イ
　建築確認は，最初に計画の段階で確認が行われる。その後，守られなければ意味がない。骨抜き。その場合，不利益処分として違反是正命令ができるのは当然。
肢ウ
　建築確認は，最初に行われる。イメージとしては申請，その後，不利益処分を行うことは当然できる。別の新たな行政行為なので。
　近隣住民も不利益処分を建築主に行ってもらうため義務付け訴訟を提起しうる。
　非申請型

肢エ
　守っていても，確認をしてない行為そのものが刑罰の対象となる。
　結果がよければ，問題ないので刑罰は行き過ぎでは。
　法的安定性，行政の円滑な追行。公益目的達成のために，最低限協力すべきである。
　実質を考慮すると，法的安定性が図れず，公益目的が達成得ない。
　したがって，実効性を確保するため，確認をしなかった行為そのものを刑罰の対象とすべき。
　許容性，建築主の負担は必要最小限にとどまる。

２５－２３

肢ア

給付行政。法律の根拠なくても可。当初から違法だった場合，取消ことに法律上根拠いるか。取消されると，名宛人に発生した権利が侵害されるとも思えるため問題。

不要，必要とすると，不当な利益を名宛人に残す異なり，適正な行政を図る上で問題となる。是正を当然にできるとして，適正に行政を行わせることが国民全体の利益になる。

法律の根拠を必要としたのは，権利義務に対する不当な発生を防止するもの。

本件は，本来発生しない利益を失わせるにすぎないので，法律の根拠は必要ない。

肢イ

＜撤回できるか＞

撤回がそもそも認められるかは争いある。（桜井橋本９８，９９）

国民の権利義務を制約するから法律の根拠が必要とも。

しかし，法律の根拠を常に必要とすると，行政庁として，法律がないことを理由に対処しないことを認めることとなり全体としてかえって問題。

撤回は可。ただし，慎重に行われるべき。

＜撤回権の行使者＞

処分を行ったのは行政庁である。したがって，撤回も処分を行った行政庁が行うのが原則（行きと帰りが同じ）。

もっとも，行政庁が行わなかった場合，監督庁が行うことができるか明文なく問題となる。結論できない。確かに，迅速性からすると監督庁ができるとも。

事後的な判断は慎重に行うべき。処分庁の意思を尊重する必要がある。

あくまでも本件の場合は，監督にとどめるべき。違法な場面とは異なる。

監督庁としては，処分庁に撤回を命じる手続となる。

（指揮監督権という言葉を徹底する）監督は監督であってプレーはしない。

権限を集中させると，濫用の恐れがある。監督と執行を分ける。

肢ウ

撤回が適法でも，財産的損害を免除するものではない。

行政庁の処分を信用して活動した，名宛人の信頼は保護されるべきである。

２５－２４

肢ア

理由開示，行政庁の恣意抑制機能，争訟便宜機能。

肢イ

処分基準の内容，適用関係についてまで明らかにしなければ，理由開示があったとはいえない。

理由開示は，行政庁の恣意抑制機能，争訟便宜機能を図るためにあるが，どこまで指摘が必要かは，実際の処分基準との関係で，特定できるかで判断する。

内容，適用関係が明らかにされないと，争訟で争いづらい。

肢ウ

複雑であれば，適用関係が全く，不利益処分を受けた者にはわからない。

したがって，理由開示としては不十分となる。